

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成25年 9 月25日付け大経国第 e - 1154号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 25 年 6 月 25 日付け大経国第 e - 541 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 25 年 6 月 11 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「6 / 11 付で新聞報道された、大阪市長の訪問を拒絶されたサンフランシスコ市の文書（翻訳文）」を求める旨の公開請求を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 25 年 8 月 26 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書を職員が作成しておらず、実際に存在しない、という不誠実極まりない決定処分である。しかし、本市訪米担当課長は今回の訪米にかかる事務担当窓口の役割を担っていることから、本市訪米担当課長あてにメールが発信されたのであって、これを担当部署で翻訳し、市長に提示することも職務の範囲である。
- 2 当然、訪米中止の判断となった資料としてメールの翻訳文が存在しなければならない。そして、メール本文とともに市民に公開されねばならない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書は、平成 25 年 6 月に本市が予定していたサンフランシスコ市を含む米国数都市を訪問する出張に関わって、サンフランシスコ市の職員から本市担当課長あてに送付されたメール（以下「本件メール」という。）の翻訳文である。
- 2 本件メールについては、本市担当課長がサンフランシスコ市職員に対して情報提供を依頼した結果、送付されてきたものであるところ、市長に提供する必要があるメール内容については、実施機関において要点を整理した資料を作成の上、市長に提示しており、メールの翻訳文については作成の必要がなかったため、公文書として作成しておらず、実際に存在しない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求について本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件文書の公開を求めて争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の存否である。

3 本件文書の存否について

(1) 異議申立人は、本件メールを担当部署で翻訳し、市長に提示することも職務の範囲であり、当然、訪米中止の判断となった資料として本件文書が存在するはずである旨、主張している。

これに対し、実施機関は、市長に提供する必要があるメール内容については、実

施機関において要点を整理した資料を作成の上、市長に提示しており、本件文書は作成していない旨、主張している。

ここで、実施機関が主張する要点を整理した資料及び本件メールの提出を求め、当審査会で見分したところ、当該資料には、確かに概ね本件メールの大意が記載されていることが認められた。

- (2) また、実施機関によると、実施機関のサンフランシスコ市訪問の中止に関する住民訴訟の裁判において、実施機関が大阪地方裁判所に対して、本件メールを証拠として提出するにあたり、本件メールの翻訳文をあわせて提出する必要があったことから、その時点において本件メールの翻訳文を初めて作成したとのことであった。
- (3) 以上を踏まえると、本件請求時点においてはメールの翻訳文の作成の必要性がなかったため、本件文書を作成しておらず、本件文書が存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 井上英昭、委員 西村枝美

(参考) 答申に至る経過

平成 25 年度諮問受理第 115 号

年 月 日	経 過
平成 25 年 9 月 25 日	諮問
平成 26 年 1 月 30 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 26 年 3 月 4 日	審議（論点整理）
平成 26 年 3 月 14 日	実施機関理由説明
平成 27 年 6 月 12 日	審議（論点整理）
平成 27 年 7 月 10 日	審議（論点整理）
平成 27 年 8 月 28 日	審議（論点整理）
平成 27 年 9 月 11 日	審議（答申案）
平成 27 年 10 月 22 日	答申